

雇児発0330第2号

平成23年3月30日

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の一部改正について

標記については、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」により行われているところであるが、今般、その一部を（別紙）新旧対照表のとおり改正し、平成23年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙) 「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0330008号 平成17年3月30日</p> <p>【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号 【一部改正】平成22年6月4日雇児発0604第2号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第2号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケア（<u>養育</u>）には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙1から4の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0330008号 平成17年3月30日</p> <p>【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号 【一部改正】平成22年6月4日 雇児発0604第2号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙1から4の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙1) 児童養護施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. 目的 児童養護施設において、小規模なグループによるケア(養育)を行う体制を整備することにより、児童養護施設のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 対象となる子ども 小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。</p> <p>4. 人数 小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として6人以上8人以下とする。</p> <p>5. 設備等 (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。 (2) 入所している子どもの居室の床面積は、1人当たり4.95㎡以上(幼児については3.3㎡以上)であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。</p> <p>6. 職員 小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 なお、以下のいずれかに該当する場合においては、管理宿直等職員を1名加配することができる。(平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員41人以上の施設については、なお従前のおり3か年を限度として加配することができる。) ① 定員40人以下の施設 ② 3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設</p> <p>7. 運営に当たっての留意事項 (1) 及び(2) (略)</p>	<p>(別紙1) 児童養護施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. 目的 児童養護施設において、虐待を受けるなど心に深い傷を持つ子どものうち、他の入所している子どもへの影響が懸念される等手厚いケアを要する子どもに対して、小規模なグループによるケアを行う体制を整備することにより、児童養護施設のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 対象となる子ども 虐待を受けた子どもなど小規模なグループによるケアが必要な子ども。</p> <p>4. 人数 小規模なグループによるケア単位は、原則6名とする。</p> <p>5. 設備等 (1) 小規模なグループによるケアは、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。 (2) 入所している子どもの居室の床面積は、1人当たり3.3㎡以上であること。</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 なお、以下のいずれかに該当する場合においては、管理宿直等職員を1名加配することができる。 ① 定員40人以下の施設 ② 小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</p> <p>7. 運営に当たっての留意事項 (1) 及び(2) (略) (3) 小規模なグループでケアされている子どもで、小規模以外のグループでの</p>

(3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局長）は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

(1) 及び (2) (略)

(3) (2) の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1 本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。

① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

ウ 本体施設の定員を45人以下とする。

② 本体施設に入所する子どもの里親への委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。

(4) (3) の定めにかかわらず、平成22年度において3か所の小規模グループケアを指定している本体施設にあっては、なお従前のおり指定することができるものであること。

(5) 次の場合には認められないこと。

- ① 居室がないもの
- ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの
- ③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠

ケアが可能となった場合には、施設内のケース会議の意見を踏まえつつ、必要に応じケアの見直しを行うこと。

(4) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員はもとより入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経費

本施設の運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者（職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。）は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局長）は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 及び (2) (略)

(3) (2) の定めにかかわらず、次の①から③までのすべての要件を満たす場合は1 本体施設につき小規模グループケアを3か所まで指定できること。

① 小規模グループケアを5年以上この要綱に準じた形態で実施していること。

② 1 本体施設について、すでに小規模グループケア2か所の指定を受けていること。

③ 都道府県が当該施設の設備、職員配置等を勘察し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認める施設であること。

ただし、3か所目の指定に当たっては、毎年度、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の別にかかわらず各都道府県の管内に1か所指定できること。

なお、当該指定を行う都道府県における乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の総数が20施設を超える場合にあっては必要に応じてさらに1か所指定できることとし、以降同様に30施設増えるごとに1か所ずつ指定できること。

(4) 次の場合には認められないこと。

- ① 居室がないもの
- ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの
- ③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠

けているもの

- ④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの
- ⑤ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が5人を下回っているもの

(6) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

けているもの

- ④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの
- ⑤ 対象となる子どもの数が5人を下回っているもの。また、年度途中で5人を下回る見込みのもの。

(5) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由がなく、年度途中の実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

(削除)

別添様式 1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印
児童相談所設置市

平成 年度児童養護施設における小規模グループケア指定状況について

標記について、平成17年3月30日雇児発0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（別紙1）の「9 施設の指定等」に基づき報告する。

1. 平成 年度児童養護施設の小規模グループケア指定状況

所管児童養護施設数	小規模グループ ケア申請施設数（注1）	うち指定施設数（注2）
		（ ）

（注1）都道府県市に申請があった施設の数を入力すること。

（注2）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

（ ）には、指定されたもののうち、研修の受け入れ施設として指定された施設数を記入すること。

2. 平成 年度児童養護施設における小規模グループケア指定施設一覧

・・・別紙

(削除)

別紙

平成 年度児童養護施設における小規模グループケア指定施設一覧

(都道府縣市名：)

番号	指定施設名	経営主体	小規模グループケア事業開始年月日	指定グループ数

※ 研修の受け入れ施設として指定された施設については、番号欄の番号に○を記入すること。

(削除)

別添様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印
児童相談所設置市

平成 年度児童養護施設における小規模グループケア実施状況について

標記について、平成17年3月30日雇児発0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（別紙1）の「9 施設の指定等」に基づき報告する。

1. 平成 年度児童養護施設の小規模グループケア指定状況

所管児童養護施設数	小規模グループ ケア申請施設数（注）	うち研修の受け入れ施設数
		（ ）

（注）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 平成 年度児童養護施設における小規模グループケア施設別実績報告書

・・・別紙

(削除)

別紙

平成 年度児童養護施設における小規模グループケア施設別実績報告書
(都道府県市名：)

施設名		入所定員 (暫定定員)	人 (人)
経営主体		入所児童数 (年度当初)	人
運営形態	(いずれかに○) 本体施設内・本体施設外 (徒歩 分又は自動車で 分)		
研修について	受け入れ (延べ 人、回数 回)	送り出し (延べ 人、回数 回)	

【小規模グループケアの設備等の状況】 (設置されているものに○をつけること)
・台所 ・食堂 ・浴室 ・便所 ・玄関 (専用出入口) ・職員室
・子どもの居室の内訳
個室 室、2人部屋 室、3人部屋 室、4人部屋 室
・占有面積 (m²) うち居室面積 (m²)

【対象となる子どもの状況】

	年齢	性別	本体施設での入所期間	グループケア対象年月日
A児		男・女	年 月 日	
...
F児		男・女	年 月 日	

(注) 年度当初の状況を記入すること。年度途中からの実施の場合は、事業開始時点の状況を確認すること。

【備考】

(小規模グループケアの実施状況について)

(研修の実施について)

(記入上の注意)

- ① 備考欄には、この事業を実施したことによる成果、実施する上で苦労した点及び研修を実施 (受け入れ・送り出し) については、研修の実施について (期間、人数、研修内容等) 記入すること。(別紙でも可。)
- ② 新規に事業を開始する場合は、小規模グループケアを含む平面図を参考に添付すること。

新	旧
<p>(別紙2)</p> <p>乳児院における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. 目的 乳児院において、小規模なグループによるケア(養育)を行う体制を整備することにより、乳児院のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 対象となる子ども 小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。</p> <p>4. 人数 小規模なグループによるケア単位は、原則として4人以上6人以下とする。</p> <p>5. 設備等 (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて、<u>寝室及びほふく室並びに対象となる子どもの発達状況にあわせて浴室、便所等の必要な設備を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。</u> (2) <u>寝室の床面積は、1人当たり2.47㎡以上であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。</u></p> <p>6. 職員 小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。<u>(平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員4人以上の施設については、なお従前のおり3か年を限度として加配することができる。)</u> ① 定員20人以下の施設 ② <u>3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設</u></p> <p>7. 運営に当たっての留意事項 (1) 及び (2) (略)</p>	<p>(別紙2)</p> <p>乳児院における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. 目的 乳児院において、<u>虐待を受けるなど心に深い傷を持つ子どものうち、手厚いケアを要する子どもに対して、小規模なグループによるケアを行う体制を整備することにより、乳児院のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. 対象となる子ども <u>虐待を受けた子どもなど小規模なグループによるケアが必要な子ども。</u></p> <p>4. 人数 小規模なグループによるケア単位は、<u>原則4名</u>とする。</p> <p>5. 設備等 (1) 小規模なグループによるケアは、<u>入所している子どもの日常生活に必要な寝室及びほふく室等の設備を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。</u> (2) <u>乳児の寝室の床面積は、1人当たり1.65㎡以上であること。なお、2歳以上の児童を入所させる場合には、1人当たり3.3㎡以上であること。</u></p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。 ① 定員20人以下の施設 ② <u>小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</u></p> <p>7. 運営に当たっての留意事項 (1) 及び (2) (略) <u>(3) 小規模なグループでケアされている子どもで、小規模以外のグループでのケアが可能となった場合には、施設内のケース会議の意見を踏まえつつ、必要に応じケアの見直しを行うこと。</u></p>

(3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

(1) 及び (2) (略)

(3) (2) の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。

① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

ウ 本体施設の定員を35人以下とする。

② 本体施設に入所する子どもの里親への委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。

(4) 次の場合には認められないこと。

① 寝室及びほふく室がないもの

② 寝室及びほふく室はあるが、対象となる子どもの発達状況にあわせて浴室、便所等の必要な設備が欠けているもの

③ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの

④ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が3人を下回っているもの

(5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる理由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

(4) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の理解を得るとともに、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経費

本施設の運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者（職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。）は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 及び (2) (略)

(3) (2) の定めにかかわらず、次の①から③までのすべての要件を満たす場合は1本体施設につき小規模グループケアを3か所まで指定できること。

① 小規模グループケアを5年以上この要綱に準じた形態で実施していること。

② 1本体施設について、すでに小規模グループケア2か所の指定を受けていること。

③ 都道府県が当該施設の設備、職員配置等を勘察し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認める施設であること。

ただし、3か所目の指定に当たっては、毎年度、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の別にかかわらず各都道府県の管内に1か所指定できること。

なお、当該指定を行う都道府県における乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の総数が20施設を超える場合にあっては必要に応じてさらに1か所指定できることとし、以降同様に30施設増えるごとに1か所ずつ指定できること。

(4) 次の場合には認められないこと。

① 寝室及びほふく室がないもの

② 寝室及びほふく室はあるが、対象となる子どもの発達状況にあわせて浴室、便所等の必要な設備が欠けているもの

③ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの

④ 対象となる子どもの数が3人を下回っているもの。また、年度途中で3人を下回る見込みのもの。

(5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる理由がなく、年度途中の実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

(削除)

別添様式 1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印
児 童 相 談 所 設 置 市

平成 年度乳児院における小規模グループケア指定状況について

標記について、平成17年3月30日雇児発0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（別紙2）の「9 施設の指定等」に基づき報告する。

1. 平成 年度乳児院の小規模グループケア指定状況

所管乳児院数	小規模グループ ケア申請施設数（注1）	うち指定施設数（注2）
		（ ）

（注1）都道府県市に申請があった施設の数を入力すること。

（注2）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

（ ）には、指定されたもののうち、研修の受け入れ施設として指定された施設数を記入すること。

2. 平成 年度乳児院における小規模グループケア指定施設一覧

・・・別紙

(削除)

別紙

平成 年度乳児院における小規模グループケア指定施設一覧

(都道府縣市名：)

番号	指定施設名	経営主体	小規模グループケア事業開始年月日	指定グループ数

※ 研修の受け入れ施設として指定された施設については、番号欄の番号に○を記入すること。

(削除)

別添様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印
児童相談所設置市

平成 年度乳児院における小規模グループケア実施状況について

標記について、平成17年3月30日雇児発0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（別紙2）の「9 施設の指定等」に基づき報告する。

1. 平成 年度乳児院の小規模グループケア指定状況

所管乳児院数	小規模グループ ケア申請施設数（注）	うち研修の受け入れ施設数
		（ ）

（注）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 平成 年度乳児院における小規模グループケア施設別実績報告書

・・・別紙

(削除)

別紙

平成 年度乳児院における小規模グループケア施設別実績報告書
(都道府県市名：)

施設名		入所定員 (暫定定員)	人 (人)	
経営主体		入所児童数 (年度当初)	人	
運営形態	(いずれかに○) 本体施設内・本体施設外 (徒歩 分又は自動車で 分)			
研修について	受け入れ (延べ 人、回数 回)	送り出し (延べ 人、回数 回)		
【小規模グループケアの設備等の状況】 (設置されているものに○をつけること) ・台所 ・食堂 ・浴室 ・便所 ・玄関 (専用出入口) ・職員室 ・子どもの居室の内訳 個室 室、2人部屋 室、3人部屋 室、4人部屋 室 ・占有面積 (m ²) うち居室面積 (m ²)				
【対象となる子どもの状況】				
	年齢	性別	本体施設での入所期間	グループケア対象年月日
A児		男・女	年 か月	
...
D児		男・女	年 か月	
(注) 年度当初の状況を記入すること。年度途中からの実施の場合は、事業開始時点の状況を確認すること。				
【備考】 (小規模グループケアの実施状況について) (研修の実施について)				

(記入上の注意)

- ① 備考欄には、この事業を実施したことによる成果、実施する上で苦労した点及び研修を実施 (受け入れ・送り出し) については、研修の実施について (期間、人数、研修内容等) 記入すること。(別紙でも可。)
- ② 新規に事業を開始する場合は、小規模グループケアを含む平面図を参考に添付すること。

新	旧
<p>(別紙3) 情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. 目的 情緒障害児短期治療施設において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備することにより、情緒障害児短期治療施設の小規模化を推進することを目的とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 対象となる子ども 小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。</p> <p>4. 人数 小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として5人以上7人以下とする。</p> <p>5. 設備等 (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。 (2) 子どもの居室の床面積は、1人当たり4.95㎡以上であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものについては、なお従前の例による。</p> <p>6. 職員 小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。(平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員41人以上の施設については、なお従前のおり3か年を限度として加配することができる。) ① 定員40人以下の施設 ② 3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設</p> <p>7. 運営に当たっての留意事項 (1) 及び (2) (略)</p>	<p>(別紙3) 情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. 目的 情緒障害児短期治療施設において、<u>虐待を受けるなど心に深い傷を持つ子どものうち、他の入所している子どもへの影響が懸念される等手厚いケアを要する子どもなどに対して、小規模なグループによるケアを行う体制を整備することにより、情緒障害児短期治療施設の小規模化を推進することを目的とする。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. 対象となる子ども <u>虐待を受けた子どもなど小規模なグループによるケアが必要な子ども。</u></p> <p>4. 人数 小規模なグループによるケア単位は、<u>原則5名</u>とする。</p> <p>5. 設備等 (1) 小規模なグループによるケアは、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。 (2) 子どもの居室の床面積は、1人当たり<u>3.3㎡</u>以上であること。</p> <p>6. 職員 小規模<u>グループケア</u>によるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。 ① 定員40人以下の施設 ② 小規模グループケアを<u>新設する施設</u>。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</p> <p>7. 運営に当たっての留意事項 (1) 及び (2) (略) <u>(3) 小規模なグループでケアされている子どもで、小規模以外のグループでの</u></p>

(3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

(1) 及び (2) (略)

(3) (2) の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1 本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。

① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

② 本体施設に入所する子どもの里親への委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。

(4) 次の場合には認められないこと。

- ① 居室がないもの
- ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの
- ③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの
- ④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの

ケアが可能となった場合には、施設内のケース会議の意見を踏まえつつ、必要に応じケアの見直しを行うこと。

(4) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員はもとより入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経費

本施設の運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者（職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。）は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 及び (2) (略)

(3) (2) の定めにかかわらず、次の①から③までのすべての要件を満たす場合は1 本体施設につき小規模グループケアを3か所まで指定できること。

① 小規模グループケアを5年以上この要綱に準じた形態で実施していること。

② 1 本体施設について、すでに小規模グループケア2か所の指定を受けていること。

③ 都道府県が当該施設の設備、職員配置等を勘察し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認める施設であること。

ただし、3か所目の指定に当たっては、毎年度、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の別にかかわらず各都道府県の管内に1か所指定できること。

なお、当該指定を行う都道府県における乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の総数が20施設を超える場合にあっては必要に応じてさらに1か所指定できることとし、以降同様に30施設増えるごとに1か所ずつ指定できること。

(4) 次の場合には認められないこと。

- ① 居室がないもの
- ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの
- ③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの
- ④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの

⑤ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が4人を下回っているもの

(5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

⑤ 対象となる子どもの数が4人を下回っているもの。また、年度途中で4人を下回る見込みのもの。

(5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、年度途中の実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

(削除)

別添様式 1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印
児童相談所設置市

平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア指
定状況について

標記について、平成17年3月30日雇児発0330008号厚生労働省雇用均
等・児童家庭局長通知（別紙3）の「9 施設の指定等」に基づき報告する。

1. 平成 年度情緒障害児短期治療施設の小規模グループケア指定状況

所管情緒障害児短期治 療施設数	小規模グループ ケア申請施設数（注1）	うち指定施設数（注2）
		（ ）

（注1）都道府県市に申請があった施設の数を入力すること。

（注2）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

（ ）には、指定されたもののうち、研修の受け入れ施設として指定された施設数
を入力すること。

2. 平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア指定施設
一覧

・・・別紙

(削除)

別紙

平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア指定施設一覧

(都道府縣市名：)

番号	指定施設名	経営主体	小規模グループケア事業開始年月日	指定グループ数

※ 研修の受け入れ施設として指定された施設については、番号欄の番号に○を記入すること。

(削除)

別添様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印
児童相談所設置市

平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施状況について

標記について、平成17年3月30日雇児発0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（別紙3）の「9 施設の指定等」に基づき報告する。

1. 平成 年度情緒障害児短期治療施設の小規模グループケア指定状況

所管情緒障害児短期治療施設数	小規模グループケア申請施設数（注）	うち研修の受け入れ施設数
		（ ）

（注）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア施設別実績報告書
・・・別紙

(削除)

別紙

平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア施設別実績報告書
(都道府県市名：)

施設名		入所定員 (暫定定員)	人 (人)	
経営主体		入所児童数 (年度当初)	人	
運営形態	(いずれかに○) 本体施設内・本体施設外 (徒歩 分又は自動車で 分)			
研修について	受け入れ (延べ 人、回数 回)	送り出し (延べ 人、回数 回)		
【小規模グループケアの設備等の状況】 (設置されているものに○をつけること) ・台所 ・食堂 ・浴室 ・便所 ・玄関 (専用出入口) ・職員室 ・子どもの居室の内訳 個室 室、2人部屋 室、3人部屋 室、4人部屋 室 ・占有面積 (m ²) うち居室面積 (m ²)				
【対象となる子どもの状況】				
	年齢	性別	本体施設での入所期間	グループケア対象年月日
A児		男・女	年 月 日	
...
E児		男・女	年 月 日	
(注) 年度当初の状況を記入すること。年度途中からの実施の場合は、事業開始時点の状況を確認すること。				
【備考】 (小規模グループケアの実施状況について) (研修の実施について)				

(記入上の注意)

- ① 備考欄には、この事業を実施したことによる成果、実施する上で苦労した点及び研修を実施 (受け入れ・送り出し) については、研修の実施について (期間、人数、研修内容等) 記入すること。(別紙でも可。)
- ② 新規に事業を開始する場合は、小規模グループケアを含む平面図を参考に添付すること。

新	旧
<p>(別紙4) 児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. 目的 児童自立支援施設において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備することにより、児童自立支援施設の小規模化を推進することを目的とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 対象となる子ども 小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。</p> <p>4. 人数 小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として5人以上7人以下とする。</p> <p>5. 設備等 (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。 (2) 子どもの居室の床面積は、1人当たり4.95㎡以上であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものについては、なお従前の例による。</p> <p>6. 職員 小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。(平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員41人以上の施設については、なお従前のおり3か年を限度として加配することができる。) ① 定員40人以下の施設 ② 3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設</p> <p>7. 運営に当たっての留意事項 (1) 及び(2) (略)</p>	<p>(別紙4) 児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. 目的 児童自立支援施設において、虐待を受けるなど心に深い傷を持つ子どものうち、他の入所している子どもへの影響が懸念される等手厚いケアを要する子どもなどに対して、小規模なグループによるケアを行う体制を整備することにより、児童自立支援施設の小規模化を推進することを目的とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 対象となる子ども 虐待を受けた子どもなど小規模なグループによるケアが必要な子ども。</p> <p>4. 人数 小規模なグループによるケア単位は、原則5名とする。</p> <p>5. 設備等 (1) 小規模なグループによるケアは、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。 (2) 子どもの居室の床面積は、1人当たり3.3㎡以上であること。</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。 ① 定員40人以下の施設 ② 小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</p> <p>7. 運営に当たっての留意事項 (1) 及び(2) (略) (3) 小規模なグループでケアされている子どもで、小規模以外のグループでのケアが可能となった場合には、施設内のケース会議の意見を踏まえつつ、必</p>

(3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

(1) 及び (2) (略)

(3) (2) の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1 本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。

① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

② 本体施設に入所する子どもの里親への委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。

(4) 次の場合には認められないこと。

- ① 居室がないもの
- ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの
- ③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの
- ④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの
- ⑤ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が4人を下回っているもの

要に応じケアの見直しを行うこと。

(4) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員はもとより入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経費

本施設の運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者（職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。）は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

(1) 及び (2) (略)

(3) (2) の定めにかかわらず、次の①から③までのすべての要件を満たす場合は1 本体施設につき小規模グループケアを3か所まで指定できること。

① 小規模グループケアを5年以上この要綱に準じた形態で実施していること。

② 1 本体施設について、すでに小規模グループケア2か所の指定を受けていること。

③ 都道府県が当該施設の設備、職員配置等を勘察し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認める施設であること。

ただし、3か所目の指定に当たっては、毎年度、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の別にかかわらず各都道府県の管内に1か所指定できること。

なお、当該指定を行う都道府県における乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の総数が20施設を超える場合にあっては必要に応じてさらに1か所指定できることとし、以降同様に30施設増えるごとに1か所ずつ指定できること。

(4) 次の場合には認められないこと。

- ① 居室がないもの
- ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの
- ③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの
- ④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの
- ⑤ 対象となる子どもの数が4人を下回っているもの。また、年度途中で4人

(5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

を下回る見込みのもの。

(5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、年度途中の実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

別添様式 1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印
児童相談所設置市

平成 年度 小規模グループケア実施状況について

標記について、平成17年3月30日雇児発0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の別紙1から別紙4までに定める「9 施設の指定等」に基づき報告する。

1. 平成 年度末 小規模グループケア実施状況

施設種別	所管施設数	小規模グループ 実施施設数	指定グループ数
乳児院			
児童養護施設			
情緒障害児短期治療施設			
児童自立支援施設			

2. 平成 年度末 小規模グループケア実施施設一覧・・・別紙

別添様式 1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印
児童相談所設置市

平成 年度児童自立支援施設における小規模グループケア指定状況について

標記について、平成17年3月30日雇児発0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（別紙4）の「9 施設の指定等」に基づき報告する。

1. 平成 年度児童自立支援施設の小規模グループケア指定状況

所管児童自立支援施設 数	小規模グループ ケア申請施設数（注1）	
	うち指定施設数（注2）	
	()	

（注1）都道府県市に申請があった施設の数を入力すること。

（注2）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

（ ）には、指定されたもののうち、研修の受け入れ施設として指定された施設数を記入すること。

2. 平成 年度児童自立支援施設における小規模グループケア指定施設一覧

・・・別紙

別添様式 2

番
平成 年 月 日 号

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印
児童相談所設置市

1 施設 3 か以上に係る小規模グループケアの新規指定について

標記について、平成17年3月30日雇児発0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の別紙1から別紙4までに定める「9 施設の指定等」に基づき報告する。

1 施設 3 か以上に係る小規模グループケアの新規指定施設

施設種別	実施施設名	経営主体	指定グループ数	指定年月日

※ 小規模化、地域分散化等に関する計画書を添付すること。

別添様式 2

番
平成 年 月 日 号

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印
児童相談所設置市

平成 年度児童自立支援施設における小規模グループケア実施状況について

標記について、平成17年3月30日雇児発0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（別紙4）の「9 施設の指定等」に基づき報告する。

1. 平成 年度児童自立支援施設の小規模グループケア指定状況

所管児童自立支援施設数	小規模グループ ケア申請施設数（注）	うち研修の受け入れ施設数
		()

（注）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 平成 年度児童自立支援施設における小規模グループケア施設別実績報告書

・・・別紙

(削除)

別紙

平成 年度児童自立支援施設における小規模グループケア施設別実績報告書
(都道府県市名：)

施設名		入所定員 (暫定定員)	人 (人)	
経営主体		入所児童数 (年度当初)	人	
運営形態	(いずれかに○) 本体施設内・本体施設外 (徒歩 分又は自動車で 分)			
研修について	受け入れ (延べ 人、回数 回)	送り出し (延べ 人、回数 回)		
【小規模グループケアの設備等の状況】 (設置されているものに○をつけること) ・台所 ・食堂 ・浴室 ・便所 ・玄関 (専用出入口) ・職員室 ・子どもの居室の内訳 個室 室、2人部屋 室、3人部屋 室、4人部屋 室 ・占有面積 (m ²) うち居室面積 (m ²)				
【対象となる子どもの状況】				
	年齢	性別	本体施設での入所期間	グループケア対象年月日
A児		男・女	年 か月	
...
E児		男・女	年 か月	
(注) 年度当初の状況を記入すること。年度途中からの実施の場合は、事業開始時点の状況を確認すること。				
【備考】 (小規模グループケアの実施状況について) (研修の実施について)				

(記入上の注意)

- ① 備考欄には、この事業を実施したことによる成果、実施する上で苦労した点及び研修を実施 (受け入れ・送り出し) については、研修の実施について (期間、人数、研修内容等) 記入すること。(別紙でも可。)
- ② 新規に事業を開始する場合は、小規模グループケアを含む平面図を参考に添付すること。

【改正後全文】

雇児発第0330008号

平成17年3月30日

【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号

【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号

【一部改正】平成22年6月4日雇児発0604第2号

【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第2号

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について

近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケア（養育）には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。

このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙1から4の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。

おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙1)

児童養護施設における小規模グループケア実施要綱

1. 目的

児童養護施設において、小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、児童養護施設のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。

2. 対象施設

児童養護施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

3. 対象となる子ども

小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。

4. 人数

小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として6人以上8人以下とする。

5. 設備等

(1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。

(2) 入所している子どもの居室の床面積は、1人当たり4.95㎡以上（幼児については3.3㎡以上）であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、以下のいずれかに該当する場合においては、管理宿直等職員を1名加配することができる。（平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員41人以上の施設については、なお従前のおり3か年を限度として加配することができる。）

① 定員40人以下の施設

② 3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設

7. 運営に当たっての留意事項

(1) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。

(2) 児童養護施設の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設から離れた場所でも差し支え

ないものとする。

- (3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経 費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 1本体施設について、小規模グループケアを2か所まで指定できること。
- (3) (2)の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。
- ① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。
- ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。
- イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。
- ウ 本体施設の定員を45人以下とする。
- ② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。
- (4) (3)の定めにかかわらず、平成22年度において3か所の小規模グループケアを指定している本体施設にあっては、なお従前のおり指定することができるものであること。
- (5) 次の場合には認められないこと。
- ① 居室がないもの。
- ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの。

- ③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの。
 - ④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの。
 - ⑤ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が5人を下回っているもの
- (6) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

(別紙2)

乳児院における小規模グループケア実施要綱

1. 目的

乳児院において、小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、乳児院のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。

2. 対象施設

乳児院において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

3. 対象となる子ども

小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。

4. 人数

小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として4人以上6人以下とする。

5. 設備等

- (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて、寝室及びほふく室並びに対象となる子どもの発達状況にあわせて浴室、便所等の必要な設備を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。
- (2) 寝室の床面積は、1人当たり2.47㎡以上であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。(平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員41人以上の施設については、なお従前のおり3か年を限度として加配することができる。)

- ① 定員20人以下の施設
- ② 3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設

7. 運営に当たっての留意事項

- (1) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。
- (2) 乳児院の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設から離れた場所でも差し支えないものとする。
- (3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、施

設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経 費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 1本体施設について、小規模グループケアを2か所まで指定できること。
- (3) (2)の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。
 - ① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。
 - ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。
 - イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。
 - ウ 本体施設の定員を35人以下とする。
 - ② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。
- (4) 次の場合には認められないこと。
 - ① 寝室及びほふく室がないもの。
 - ② 寝室及びほふく室はあるが、対象となる子どもの発達状況にあわせて浴室、便所等の必要な設備が欠けているもの。
 - ③ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの。
 - ④ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が3人を下回っているもの
- (5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

(別紙3)

情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱

1. 目的

情緒障害児短期治療施設において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備することにより、情緒障害児短期治療施設の小規模化を推進することを目的とする。

2. 対象施設

情緒障害児短期治療施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

3. 対象となる子ども

小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。

4. 人数

小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として5人以上7人以下とする。

5. 設備等

- (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。
- (2) 子どもの居室の床面積は、1人当たり4.95㎡以上であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1人を加配し、他の職員と連携して行うこと。

なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。(平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員41人以上の施設については、なお従前のおり3か年を限度として加配することができる。)

- ① 定員40人以下の施設
- ② 3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設

7. 運営に当たっての留意事項

- (1) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。
- (2) 情緒障害児短期治療施設の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設から離れた場所でも差し支えないものとする。

- (3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経 費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 1本体施設について、小規模グループケアを2か所まで指定できること。
- (3) (2)の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。
- ① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。
- ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。
- イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。
- ② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。
- (4) 次の場合には認められないこと。
- ① 居室がないもの。
- ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの。
- ③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの。
- ④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの。
- ⑤ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が4人を下回っているもの

(5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

(別紙4)

児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱

1. 目的

児童自立支援施設において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備することにより、児童自立支援施設の小規模化を推進することを目的とする。

2. 対象施設

児童自立支援施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

3. 対象となる子ども

小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。

4. 人数

小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として5人以上7人以下とする。

5. 設備等

(1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。

(2) 子どもの居室の床面積は、1人当たり4.95㎡以上であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童自立支援専門員又は児童生活支援員1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、以下のいずれかに該当する場合においては、管理宿直等職員を1名加配することができる。(平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員41人以上の施設については、なお従前のおり3か年を限度として加配することができる。)

① 定員40人以下の施設。

② 3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設

7. 運営に当たっての留意事項

(1) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。

(2) 児童自立支援施設の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設から離れた場所でも差し支えないものとする。

(3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経 費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

(1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1本体施設について、小規模グループケアを2か所まで指定できること。

(3) (2)の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。

① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。

(4) 次の場合には認められないこと。

① 居室がないもの。

② 居間・食堂などの交流スペースがないもの。

③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの。

④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの。

⑤ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が4人を下回っているもの

(5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

別添様式1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 ⑩
児童相談所設置市

平成 年度 小規模グループケア実施状況について

標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の別紙1から別紙4までに定める「9 施設の指定等」に基づき報告する。

1. 平成 年度末 小規模グループケア実施状況

施設種別	所管施設数	小規模グループ 実施施設数	指定グループ 数
乳児院			
児童養護施設			
情緒障害児短期治療施設			
児童自立支援施設			

2. 平成 年度末 小規模グループケア実施施設一覧・・・別紙

別添様式2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 ⑩
児童相談所設置市

1 施設3か所以上に係る小規模グループケアの新規指定について

標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の別紙1から別紙4までに定める「9 施設の指定等」に基づき、次のとおり報告する。

1 施設3か所以上に係る小規模グループケアの新規指定施設

施設種別	実施施設名	経営主体	指定グループ数	指定年月日

※小規模化、地域分散化等に関する計画書を添付すること。